

# 栃木県民ゴルフ場指定管理者公募要領

令和5（2023）年 7月制定  
令和5（2023）年 10月一部改定

栃木県企業局経営企画課

# 目 次

1	当該公の施設の設置の目的、規模その他概要に関する事項	P 1
2	指定管理者が行う管理の基準	P 1
3	申請者の応募資格	P 3
4	指定期間	P 3
5	指定管理者候補者の選定方法	P 4
6	県に支払う納付金の下限額	P 4
7	修繕費	P 5
8	申請の手続	P 5
9	県と指定管理者のリスク責任分担	P 7
10	モニタリング	P 7
11	仕様書	P 7
12	協定書	P 7
13	事業報告書等	P 8
14	事業の継続が困難になった場合の措置等	P 8
15	施設利用状況	P 8
16	原状回復等	P 8
17	その他	P 8
18	問い合わせ先	P 9

## 栃木県民ゴルフ場指定管理者公募要領

栃木県民ゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び「栃木県民ゴルフ場管理条例」（平成 4 年栃木県条例第 7 号。）第 8 条の規定により以下のとおり指定管理者候補者を募集します。

### 1 当該施設の設置の目的、規模その他概要に関する事項

- (1) 設置目的 県民の健康づくり及び県民のスポーツへの参加の推進
- (2) コンセプト シンプルかつリーズナブルで気軽に楽しめるゴルフ場
- (3) 名称及び所在地
  - ① 名称 栃木県民ゴルフ場（愛称：とちまるゴルフクラブ）
  - ② 所在地 栃木県さくら市及び塩谷郡高根沢町地内  
（クラブハウス：塩谷郡高根沢町大字宝積寺字上川原 828）
- (4) 営業開始日 平成 4（1992）年 10 月 1 日
- (5) 施設の規模及びその他概要
  - ① 面積 敷地総面積 71.5ha（建物敷地面積 1.7ha、コース面積 69.8ha）
  - ② 建物 クラブハウス、管理棟Ⅰ、管理棟Ⅱ、車庫 他
  - ③ コース 18 ホール、パー 72

	ハ ックティ	レギュラティ	レディースティ
ライトグリーン(ベント)	6,609ヤード	6,089ヤード	5,232ヤード
レフトグリーン(ベント)	6,335ヤード	5,827ヤード	4,874ヤード

※ 詳細については、別添「栃木県民ゴルフ場指定管理業務に関する仕様書」に記載の「県所有物品一覧」及び「県民ゴルフ場工作物集計表」を御参照ください。

### 2-1 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 利用時間及び休業日
  - ① 利用時間
    - ア 4 月 1 日～10 月 31 日 午前 6 時 00 分～午後 6 時 00 分
    - イ 11 月 1 日～ 3 月 31 日 午前 7 時 30 分～午後 5 時 30 分
  - ② 休業日
    - ア 毎週火曜日（その日が 1 月 3 日並びに 12 月 29 日及び同月 30 日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日当たる場合を除く。）
    - イ 1 月 1 日及び同月 2 日並びに 12 月 31 日
- ※ 指定管理者は特に必要があると認めるときは知事の承認を得て、利用時間及び休業日を変更することができます。
- (2) 公平な利用の確保
  - 指定管理者は、正当な理由がない限り、希望者がゴルフ場を利用することを拒んではなりません。ゴルフ場の管理運営に当たっては、地方自治法、条例及び栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程（平成 4 年栃木県公営企業管理規程第 7 号。）等の規定に基づき、希望者の公平な利用を確保することとします。また、ゴルフ場の管理業務を行うに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはなりません。
  - なお、障害者差別解消法及び栃木県障害者差別解消推進条例により、障害を理由とした不当な差別的取扱いは禁止されています。県が策定した「栃木県障害者差別対応指針」を参考にに対応してください。
- (3) 管理運営を通じて取得した個人情報の保護
  - 指定管理者には個人情報保護法第 66 条第 2 項第 2 号の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が義

務づけられるとともに、従事者（その退職者を含む。）にも個人情報の漏洩禁止義務が課せられ、罰則も適用されます。

また、指定管理者からの委託先の事業者及びその従事者（その退職者含む。）も含めて、個人情報を適切に保護する義務を負うこととなります。

(4) 利用料金制度

① 利用料金は、条例で定める範囲内において、知事の承認を得た上で、指定管理者が定めることとします。現行の利用料金等を参考にした上、利用料金を設定するとともに、その基本的な考え方を示してください。

また、利用形態に応じた割引制度などについて提案がある場合には、具体的な内容及びその基本的な考え方を示してください。

なお、高齢者の健康づくりや若年者の健全育成の観点から、これらの利用料金を割引きすることを必須とします。

※ 過去3か年の利用料金収入及び現行料金と条例で定める額については、別添「ゴルフ場関係資料」を参照してください。

② 指定管理者は、徴取した利用料金をその収入として収受することとします。

③ 利用料金体系については、県の承認を受けた上で変更できるものとしますが、変更が認められた場合には、利用者に対し、十分な告知期間を設けるとともに、新たな利用料金体系の適用期日より前に事前予約等をしている利用者に対して、不利益にならないよう対応してください。

④ 現行のゴルフ場友の会制度については、各々の会員の有効期限まで利用可能な割引券を継続して利用できるようにする等、特典は継続してください。

⑤ 6月15日の県民の日は、栃木県県民の日に関する条例（昭和60年栃木県条例第27号）の規定に準拠し、利用料金の一部を減額していただきます。

⑥ 県営のゴルフ場であることから、以下の項目について、所定の機関と別途協議の上、協力していただきます。

基金名	協力の趣旨	管轄法人
とちぎ緑の基金	栃木県内の緑化推進	公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構
栃木県ゴルフ振興基金	栃木県内のジュニアゴルファー育成支援	一般社団法人栃木県ゴルフ振興基金

この場合、納付金について利用者から徴取することができるものとします。

(5) インボイス制度への対応

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応については、県と調整の上、適切に実施してください。実施内容については、以下のとおりです。

- ・ 現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）を買手である事業者に交付してください。
- ・ 交付したインボイスの写しを約7年間保存してください。

(6) 施設環境の保持及びサービス向上

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者数の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応してください。

(7) 環境への配慮

ごみの削減、省エネルギー、環境負荷の低減に資する物品等の調達など、環境に配慮した運営を行ってください。

(8) 危機管理

災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不足の事態には、遅滞なく適切な措置を講じ、県及び関係機関等に通報できる体制を構築するとともに、必要な訓練等を行ってください。

(9) 法令の遵守

地方自治法その他の関係法令、栃木県県民ゴルフ場設置及び管理条例、同条例施行規則、個人情報保護法、栃木県情報公開条例などを遵守しなければなりません。

## 2-2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は以下のとおりとします。詳細は別添「栃木県民ゴルフ場指定管理業務に関する仕様書」を参照してください。

また、指定管理者は、業務範囲に掲げる業務の全部若しくは主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、主要な部分を除く業務については、県の承認を得た上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとします。

なお、これらの業務のうち主要な部分は仕様書で定めることとします。

### (1) 指定管理業務

#### ① ゴルフ場の管理運営に関する業務

##### ア フロント等業務

- a 予約の受付
- b 利用の許可
- c 利用料金の收受、利用者の集計等（利用者数は毎日報告）
- d その他営業全般及び利用者に関する業務

##### イ コース管理業務

- a コースの適正な維持管理
- b 河川法に基づく災害時等の対応
- c その他コースに関する業務

##### ウ レストラン運営及び物品等販売業務

レストラン運営及び物品等販売業務等（以下「レストラン運営等」という。）を行っていただくことになります。

なお、レストラン運営等は指定管理者の提案で行わないことも可能ですが、この場合は基本的な考え方を示してください。

##### エ 施設・設備の維持管理業務

##### オ その他ゴルフ場の管理運営に必要な業務

#### ② その他の業務

##### ア 県の行事等への協力事業

##### イ ゴルフツーリズムなどの地域貢献事業

##### ウ 年間事業計画書、事業報告書等の作成

##### エ 自己評価の実施

##### オ 指定期間終了に当たっての引継ぎ事務

##### カ 関係機関との連絡調整業務

### (2) 指定管理業務以外の業務

指定管理者が自主事業を行おうとする場合、あらかじめ県と協議し、その承認を得ることとします。

なお、自主事業の内容によっては、行政財産の目的外使用許可が必要となります。

## 3 申請者の応募資格

別紙1「申請者の応募資格」のとおりです。

## 4 指定期間

令和6（2024）年4月1日から令和11（2029）年3月31日までの5年間とします。ただし、この期間は、栃木県議会での議決により確定します。

なお、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

また、指定期間中であっても、ゴルフ場を公の施設として廃止する場合があります。この場合において、指定管理者に生じた損害又は損失に係る費用については、合理性が認められる範囲で県が負担することを原則とし、県と指定管理者との協議により決定するものとします。

## 5 指定管理者候補者の選定方法

### (1) 審査

#### ① 形式的審査

各申請者から提出された書類については、事務局において形式審査を行います。

#### ② 選考委員会による審査

ア 「栃木県民ゴルフ場指定管理者選考委員会の組織及び運営に関する要綱」に基づき設置された「栃木県民ゴルフ場指定管理者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、申請者からのプレゼンテーションを受け、選考基準に基づき評価・採点を行い、申請者の順位を決定の上、候補者を選定します。

なお、申請者多数の場合は、1次審査として選考委員会において提出書類による審査を行うことがあります。

イ プレゼンテーションの開催日時は令和6年1月（中旬）としますが、その詳細につきましては、申請者宛て別途通知します。

また、プレゼンテーションは1団体3名以内で行うものとし、説明30分、質疑応答20分を予定しています。

ウ 選考委員会の委員は5名とし、その構成は次のとおりです。

学識経験者（3名）、ゴルフ分野有識者（1名）、栃木県企業局職員（1名）

なお、選考委員会は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、法人その他の団体の信用情報に関わる内容等が取り上げられる可能性があることから非公開とします。

エ 申請者が次の要件に該当する場合は、その者を審査対象から除外します。

- ・ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ・ 申請者が選考委員会委員に接触し、又は接触しようとした場合
- ・ 申請者、申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- ・ 複数の事業計画書を提出した場合
- ・ その他不正な行為があった場合

### (2) 選考基準

選考委員会における審査項目及び配点は、別紙2「栃木県立ゴルフ場に係る選考基準」のとおりです。

### (3) 指定管理者候補者の選定及び結果の公表

選考委員会の審査に基づき、指定管理者候補者の選定を行い、その結果について速やかに各申請者宛てお知らせするとともに、ホームページで公表します。

また、形式審査時及び1次審査時に評点審査の対象外となった申請者に対しては、その都度速やかに結果及び理由をお知らせします。

なお、申請者名及び審査結果の概要等については、選定結果として原則公表します。

## 6 県に支払う納付金の下限額

指定期間中に県に対して支払う納付金の下限額は、次のとおりとします。

また、指定期間中は、災害等の特別な場合を除き、原則として減額しませんので、事業計画及び収支計画立案の際には注意してください。

令和6（2024）年度（4月1日～3月31日） 23,100,000円

（うち消費税及び地方消費税の額2,100,000円）

令和7（2025）年度（4月1日～3月31日） 23,100,000円

（うち消費税及び地方消費税の額2,100,000円）

令和8（2026）年度（4月1日～3月31日） 23,100,000円

（うち消費税及び地方消費税の額2,100,000円）

令和9（2027）年度（4月1日～3月31日） 23,100,000円

（うち消費税及び地方消費税の額2,100,000円）

令和10（2028）年度（4月1日～3月31日） 23,100,000円

（うち消費税及び地方消費税の額2,100,000円）

## 7 修繕費

指定期間中の修繕費の予定総額は、20,466,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,858,727円）です。事業計画及び収支計画の立案の際に参考にしてください。

なお、修繕費の対象は、ゴルフ場の建物、コース、各設備、それらを管理運営する機器及びゴルフ場の利用者が利用する備品とし、県及び管理者のどちらが所有する資産かの区別はしないものとします。

## 8 申請の手続

### (1) 提出書類

申請時に次の書類を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの（定款、寄付行為のない団体にあつては、団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類）
- ③ 栃木県民ゴルフ場事業計画書（様式2）
- ④ 栃木県民ゴルフ場収支予算書（様式3）
- ⑤ ゴルフ場の管理の業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識、能力及び資格等を有することを明らかにする書類（組織体制、職員配置等）
- ⑥ ゴルフ場の管理の業務に関し知り得た個人情報（適正な取扱を確保するために講ずべき措置（安全管理体制、研修計画等）について定めた書類）
- ⑦ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- ⑧ 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑨ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- ⑩ 指定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
- ⑪ 法人である場合：登記事項証明書
- ⑫ 栃木県民ゴルフ場の指定管理者の指定申請に係る宣誓書（様式4）
- ⑬ 県税、地方消費税の納税証明書（納税義務者でない場合、未納の税額がないことの証明書）
- ⑭ 団体の設立趣旨、組織、事業内容等概要を記載した書類  
※個人又は法人で構成する共同（コンソーシアム）による申請の場合、⑦～⑭の書類は構成ごとに提出。
- ⑮ 参考となる事項を記載した資料（ゴルフ場の管理に関する業務実績又はノウハウを記載した書類等）

【個人若しくは法人で構成する共同（コンソーシアム）による申請の場合】（様式1-2）

- ⑯ コンソーシアム構成員表
- ⑰ コンソーシアムを構成する法人：登記事項証明書
- ⑱ コンソーシアムを構成する個人：住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）

### (2) 公募要領の配布

- ① 公募要領の配布期間及び時間  
令和5（2023）年10月31日（火曜日）～同年12月28日（木曜日）  
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ② 配布場所  
栃木県企業局経営企画課 企画調整担当（県庁舎北別館1階）担当者名 田口  
電話：028-623-3824  
E-mail:kigyo-keiei@pref.tochigi.lg.jp
- ③ その他  
以下のホームページから公募要領がダウンロードできます。

なお、郵便での配布は行いません。

URL=<http://www.pref.tochigi.lg.jp/j01/index.html>

(3) 現地説明会の開催

- ① 開催日時  
令和5（2023）年11月10日（金曜日）午後2時
- ② 開催場所  
栃木県民ゴルフ場クラブハウス
- ③ 説明内容  
公募要領等の説明及び施設見学
- ④ 参加手続  
説明会に出席する団体は、11月7日（火曜日）午後5時までに、参加申込書（様式5）により、（6）に示す担当者宛て原則として電子メールによりお申込みください。  
なお、参加人数は1団体3名以内とします。  
※当日配布する資料等もありますので、申請を行う場合は必ず現地説明会に出席してください。

(4) 公募に関する質問の受付

- ① 質問の受付期間及び時間  
令和5（2023）年10月31日（火曜日）～同年11月21日（火曜日）  
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ② 受付方法  
原則、電子メールにより、（6）に示す担当者宛てお送りください。（様式自由）
- ③ 回答方法  
質問に対する回答は、令和5（2023）年11月29日（水曜日）までに県のホームページに掲載します。

(5) 指定申請の受付期間等

- ① 受付期間及び時間  
令和5（2023）年11月30日（木曜日）～同年12月28日（木曜日）  
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ② 受付場所及び方法  
原則、電子メールにより、上記期日内（必着）に（6）に示す担当者宛て提出してください。

(6) 現地説明会の申込み先、公募に関する質問先及び指定申請の提出先

〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町1-25 県庁舎北別館1階  
栃木県企業局 経営企画課 企画調整担当 担当者名 田口  
電話：028-623-3824 F A X：028-623-3826  
E-mail：kigyo-keiei@pref.tochigi.lg.jp

(7) 留意事項

- ① 事業計画書等の著作権は申請者に帰属しますが、栃木県は、選定結果の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できることとします。
- ② 申請に関して必要となる経費は、申請者の負担とします。
- ③ 提出された書類は、返却しません。
- ④ 提出された書類は、栃木県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、開示することがあります。
- ⑤ 指定申請の提出期間経過後の書類の差替えは認めません。
- ⑥ 栃木県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑦ 指定申請の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

9 県と指定管理者のリスク分担

別紙3「リスク分担表」のとおりです。



## 10 モニタリング

### (1) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、利用者アンケートの実施その他ふさわしい手法により、利用者満足度を把握してください。また、アンケート等の結果及び意見・要望等への対応状況について、別添協定書案第16条の規定による各月の定期報告と併せて報告してください。

なお、アンケート等の内容や実施方法については、県と協議の上、決定してください。

### (2) 自己評価

指定管理者は、把握した利用者の満足度を踏まえ、毎年度自己評価を実施し、その報告書を事業報告書とともに提出してください。

なお、自己評価については、当該施設にふさわしい方法を、事業計画書に記載してください。

### (3) 県による評価項目

県は、事業計画書に基づく指定管理業務が適正に実施されているか、指定管理者による管理運営状況を下記項目ごとに評価し、その結果を毎年度公表します。

- ① 住民の平等利用の確保
- ② 施設の効用の最大限発揮
- ③ 管理を安定的に行う物的人的基礎
- ④ 個人情報保護
- ⑤ その他（管理運営上の特記事項等）

### (4) 是正勧告等

利用者からの意見・要望等への対応状況、事業報告書及び上記(3)の評価等の結果、業務内容に改善が必要と認める場合、県は、立入調査を実施した上、指定管理者に対して業務改善勧告又は是正勧告等を行います。

なお、是正勧告等によっても改善が見られない場合や指定管理者の業務が仕様書の基準を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

## 11 仕様書

ゴルフ場の各業務の詳細については、別添「栃木県民ゴルフ場指定管理業務に関する仕様書」に定めるものとします。

## 12 協定

指定管理者候補者の選定後、指定管理者候補者と細目について協議し、適正と認められた場合は、議会の議決及び指定管理者の指定後に、県と指定管理者との間で協定を締結します。ただし、協定締結又は協定発効以前に、指定管理者が財務状況の悪化や社会的信用の喪失など、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況となった場合は、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。

また、県は、指定管理者候補者が議会の議決を得られなかったとき、協定を締結しなかったとき又は協定を解除した場合にあっても、指定管理者候補者が本件に関して支出した費用については補償しません。

なお、協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、県及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

具体的な協定案については、別添「栃木県民ゴルフ場の管理に関する協定（案）」を参照してください。

## 13 事業報告書等

毎年度終了後原則として60日以内に、前年度分の事業報告書を作成し、提出してください。

なお、事業報告書に記載する事項は以下のとおりです。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 利用料金収入の実績
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況

- (4) 施設修繕の実施状況
  - (5) 管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
  - (6) その他、ゴルフ場の管理の実態を把握するために県が必要と認める事項
- また、上記の事業報告書以外に、四半期ごとに施設の修繕計画を、また、月ごとに利用料金の内容、利用状況及び施設の修繕報告等をそれぞれとりまとめ、翌月 10 日までに県に報告してください。

#### 14 事業の継続が困難になった場合の措置等

- (1) 報告義務  
指定管理者は、指定管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には速やかに県に報告し、県の指示を受けなければなりません。
- (2) 改善指示及び指定の取消し  
県は、施設の適正な管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県は、指定管理者に対して改善に向けて必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることとします。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善策を実施することができなかったときは、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることとします。
- (3) 損害賠償  
指定の取消し又は業務停止により、県に損害が発生したときは、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。
- (4) 災害及び不可抗力等による場合の協議  
県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によりゴルフ場の管理運営の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議することとします。

#### 15 施設利用状況

ゴルフ場の利用状況については、「栃木県民ゴルフ場利用状況」を参照ください。  
なお、当該資料については、現地説明会において配布するほか、8-(2)で定める公募要領の配布期間中、企業局経営企画課で配布します。  
また、ゴルフ場の詳細な図面について閲覧を希望される場合には、同期間中企業局経営企画課で縦覧に供します。

#### 16 原状回復等

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復して施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、県又は新たな指定管理者と十分な業務の引継ぎを行うこととします。ただし、原状回復について県の承認を得たときはこの限りではありません。

#### 17 その他

- (1) 業務の引継ぎ  
指定管理者は、指定期間の始期から円滑かつ支障なく、ゴルフ場の管理運営が実施できるように、現指定管理者から引継ぎを受けることとします。
- (2) 文書の管理・保存  
指定管理者は、栃木県文書等管理規則に準じて、指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等について適正に管理及び保存することとします。
- (3) 情報公開  
指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等のうち指定管理者が保有しているものについて、栃木県情報公開条例第 30 条の 2 に基づき情報の開示及び情報提供を行うこととします。
- (4) 予約の優先  
指定管理の開始前になされている予約は、尊重することとします。

なお、利用料金等については、当該予約者と事前に調整してください。

(5) 事務室等の利用

指定管理者は、ゴルフ場の管理に必要な事務スペース、倉庫等は、無償で使用できるとしますが、本社機能などゴルフ場の管理に直接関係ない業務には原則として使用することができません。

ゴルフ場の管理に直接関係ない業務で使用する場合には、別途、行政財産の目的外使用許可が必要となります。

(6) ネーミングライツ（施設命名権）

指定期間中にネーミングライツパートナー契約に基づく愛称を用いることになった場合は、指定管理者は変更された愛称を使用してください。

また、施設の命名権に付随してネーミングライツパートナーが実施することができる権利がある場合（指定期間中にネーミングライツパートナー契約に基づく愛称を用いることになった場合含む。）は、その円滑な実施に向け協力してください。

18 問い合わせ先

栃木県企業局 経営企画課 企画調整担当 担当：田口  
〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町 1-25 県庁舎北別館 1階  
TEL 028-623-3825 FAX 028-623-3826  
E-mail kigyo-keiei@pref.tochigi.lg.jp

(別紙1)

#### 申請者の応募資格

- 1 法人その他の団体及びその構成員に関すること
  - (1) 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること
  - (2) 個人、法人その他の団体での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる個人、法人その他の団体を選定すること  
なお、コンソーシアムとして申請する場合、①指定申請の受付期間終了後に構成員を変更すること、②構成員が他のコンソーシアムの構成員となること、③構成員が単独で申請を行うことは認めない。
  - (3) 栃木県内に主たる事務所(会社の場合には、会社法第4条に規定する本店。以下同じ。)を有している又は設置する予定があること(コンソーシアムの場合は、主たる構成員が栃木県内に主たる事務所を有している又は設置する予定があること。)
  - (4) 次のいずれにも該当しないもの
    - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの
    - ② 栃木県から指名停止措置を受けているもの
    - ③ 県税(地方消費税を含む。)を滞納しているもの
    - ④ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人等
    - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体
    - ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの
- 2 法人その他の団体の役員又は使用人に関すること
  - (1) 法人その他の団体の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)又は使用人(支配人及び支店又は営業所等の代表者である者をいう。)のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと
    - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
    - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
    - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項(都道府県暴力追放運動推進センター役職員の守秘義務)を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
    - ④ 暴力団の構成員等
    - ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定により栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない法人その他の団体及びその構成員の役員又は使用人であった者
    - ⑥ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から5年を経過しない者
- 3 その他
  - (1) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定の法人その他団体であること
  - (2) 現地説明会に出席していること。

(別紙2)

栃木県民ゴルフ場に係る選考基準

評価体系	審査項目	配点
1 基本的事項 (35点)	① 平等利用・適正な権限行使 申請者の策定した基本方針及び業務の実施計画等は、以下のとおり住民の平等利用の確保を図るものとなっているか。 ・施設運営における住民平等な利用について考慮されているか。 ・事業内容に偏りがあり、一部の住民に利用者が限定されることはないか。 ・合理的な理由なく、一部の利用者を制限又は優遇していることはないか。	5
	② 提案の合目的性・的確性 申請者の策定した基本方針及び業務の実施計画等は、当該施設の設置目的に適合する内容となっているか。 また、業務内容は、県民ニーズを十分に把握し、県民サービスの向上を図るものとなっているか。	5
	③ 提案の具体性 申請者の策定した業務の実施計画は、当該施設の利用促進や経費節減に対する取組が具体的に示されているか。	5
	④ 提案の実現性 申請者の策定した業務の実施計画は、事業内容や事業量を適切に把握し、実現性が高い内容となっているか。	5
	⑤ 個人情報保護 申請者は、プライバシーポリシーの策定及び公表、事業者内部の責任体制の整備、個人情報の取扱いを外部に委託する場合の監督体制の整備、従業員に対する教育研修など、個人情報保護に関する措置を既に行っているか。 また、申請者の策定した個人情報の安全管理体制、委託先も含めた従業員の研修計画等は個人情報保護のために十分なものとなっているか。	5
	⑥ 安全対策（事故・災害発生時の対応） 事故又は災害発生時に講ずるべき対応策（連絡体制の整備、避難誘導、応急措置等）及び業務従事者への研修計画等は適切なものとなっているか。	5
	⑦ 安全対策（安全管理・防災対策） 事故等を防止するための事前の安全管理対策及び防災対策は適切なものとなっているか。	5
2 事業者評価 (25点)	① 人的基礎 申請者が計画している職員体制及び配置人員（現場責任者、有資格者、指揮系統、責任権限等）は適切なものとなっているか。 また、一部業務を第三者へ委託する場合、その業務の範囲、理由及び委託先に対する考え方は適切なものとなっているか。	5
	② 経理的基礎 申請者の現在の事業活動状況や経営状況等から、申請者は提案内容のとおり安定的に施設の管理運営を行う財政基礎を有していると認められるか。	5
	③ 申請者の経営理念・姿勢等 申請者の経営理念や方針は、当該施設の指定管理者としてふさわしいものとなっているか。また、指定管理に取り組むに当たっての申請者の姿勢は、積極的かつ真摯なものとなっているか。	5
	④ 過去の実績 申請者の、類似施設の管理運営実績や関連業務の実施状況等から、申請者は当該施設を良好に管理運営するためのノウハウ等を有していると認められるか。	10

3 アイデア等評価 (20点)	① 改善性 申請者が策定した業務の実施計画は、施設の運営（運営時間、運営方法、利用料金、周知方法等）の改善を図るものとなっているか。 また、申請者から提案された自己評価手法は、当該施設の特性にふさわしく、かつ、業務改善につながるものとなっているか。	5
	② 独創性 申請者の策定した業務の実施計画及び提案した自主事業の内容は、創意工夫や斬新性が認められ、利用者の利便性の向上や施設の魅力度の向上に寄与するものとなっているか。	5
	③ 社会性 申請者の策定した業務の実施計画は、以下の項目に配慮した内容となっているか。 ・ 障害者、高齢者及び子どもの利用に対する配慮 ・ 省エネ、環境（騒音・光害対策、ごみ削減等）への配慮 ・ 関連団体との連携による地域貢献、地域住民への配慮 ・ ゴルフ文化振興への配慮	10
4 価格等評価 (20点)	① 経済性 申請者が作成した収支計画は、事業内容が漏れなく反映され、かつ、過大又は過小な見積りはなく、収支のバランスがとれたものとなっているか。 また、収支計画は、経費の節減に努める内容となっているか。	5
	② 提案価格評価 申請者からの提案価格に対する得点は、以下により算定する。 ただし、最低点数は0点とする。 (算定式) ・ 得点 = 配点 - (最高提案価格からの減少率※ × 0.5) ※減少率(%) = [(最高提案価格 - 提案価格) / 最高提案価格] × 100	15
計		100

〔評価基準〕

選考委員会において評点審査を行うための評価基準は以下のとおりとします。

評価	配点
大変優れている	配点 × 1.0
やや優れている	配点 × 0.8
普通	配点 × 0.6
やや劣る	配点 × 0.4
劣る	配点 × 0.2

〔最低基準〕

指定管理者候補者として選定されるための最低基準点は、総得点から、上表4-②の提案価格評価点を除いた点数の100分の60とします。

最高得点の申請者が最低基準点に満たない場合は、申請者全員を失格とし、再公募又は非公募により改めて候補者を選定します。

また、審査項目（ただし、上表4-②提案価格評価を除く。）のうち、審査の結果、各委員の合計点数の平均において、「配点×0.4ポイント未満」の項目が1項目でもあった場合は、最高得点の申請者であっても、指定管理者候補者には選定されません。

## (別紙3)

## リスク分担表

No	種 類	内 容	負 担 者	
			県	指定管理者
1	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
		施設の管理運営に著しい影響を及ぼすもの	○	
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
3	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
		上記以外	○	
4	法令の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
		上記以外		○
5	税制度の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
		消費税の増加、減少、廃止等に伴う委託料の増加・減少 消費税の増加、減少、廃止等に伴う納付金の増加・減少	○	○
		上記以外		○
6	政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
7	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
8	書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
9	支払い遅延	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
		経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
10	施設・設備の損傷	「施設の改築及び修繕等の実施区分」による		
11	展示物、資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小破修繕で対応できるもの）		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
12	第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
13	セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○
14	収益の減少	利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少		○
15	個人情報情報の漏えい			○
16	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(別紙4)

施設の改築及び修繕等の実施区分

区分	項目	実施区分		実施区分の考え方
		県	指定管理者	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である県が管理すべきものであるため、必要に応じて県が行う。
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
構築物	新設等			基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ県と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕	○		
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
機械装置	新設等			基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ県と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕	○		
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
工具器具 備品	購 入	○		公の施設の維持管理として必要と認められる備品の購入は、県が実施する。
			○	営業として集客力向上のためなどに要する備品の購入は、指定管理者が実施する。
	資本的支出となる修繕	○		県の所有する備品に限る。
	上記以外の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等			○	指定管理者が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。

【基本的考え方】

- 1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は県が実施する。ただし、指定管理者からの申し出があり、かつ、県の承認を得た場合、200万円未満の修繕については、指定管理者が実施可能とする。
- 2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ県と協議し、承認を受けなければならない。
- 3 修繕等の費用の負担者は実施区分と同様とする。ただし天災その他の不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、県と指定管理者で協議する。
- 4 「備品」とは、その形質又は形状を変えることなく、長期間継続して使用及び保存することができるもので、取得価額又は評価額が10万円以上のものをいう。